

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成28年12月、第9回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

出席農業委員会委員は、14名中14名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後2時33分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号4番田中委員、5番森委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地第2種農地と判断されます。調査地区は大河地区となります。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

8番

議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、12月19日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、国道254号線旧道を寄居方面に向かい、飯田交差点を左折し根古屋線に入り、約600m進んだところを右折して西中学校の通学路に入り、右折して約200m進んだところが申請地になります。申請地は以前栗を栽培しておりましたが、現在は伐採され、野菜が少し栽培されておりました。申請地の東は農地ですが、西は宅地、南は町道で周囲の農地に対する影響は少ないと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり許可相当として埼玉県知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第2号について説明いたします。
(申請番号1番の記載事項を読み上げる。)

なお、調査地区は大河地区となります。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

5番 議席番号5番森が調査報告します。現地調査は、12月19日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、飯能寄居線をたまがわ町方面に向かい、馬橋を渡って約20mのところを左折し、住宅地を約70m進んだ住宅の東側です。申請地は梅林と畑で、どちらも管理がなされており、利用状況区分は1と考えます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番の利用状況区分について1番の自ら所有し、自ら農地等として使用していることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、1番で税務署に回答いたします。

続きまして、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号申請番号1番について説明いたします。町から意見を求められております。環境農林課農林政策担当が来ておりますのでそちらから説明いただきます。

町農政担当 町農政担当です。(申請番号1番の小川農業振興地域整備計画を読み上げる。)

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、議案第3号 申請番号1番について、当委員会として町へ異議なしと回答いたします。

続きまして、申請番号2番個別除外申出についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第3号申請番号2番について説明いたします。こちらにも、町から意見を求められております。

(申請番号2番の記載事項を読み上げる。)

なお、調査地区は八和田地区となります。

議長

それでは、申請番号2番の現地調査結果について、調査地区の八和田地区担当委員より報告をお願いします。

4番

議席番号4番田中が調査報告します。現地調査は、12月17日八和田地区農業委員5名と推進委員2名で行いました。現地は県道菅谷寄居線を奈良梨交差点から嵐山町方面に向かってセブンイレブンの手前を右折し、約350m進んだところの交差点を左折して約200mの犬の美容室のところを左折して約150m東側に進んだ右側です。申請地は、現在保全管理状態です。又、道の向い側が、申請者が耕作している圃場となっております。道路には給水管も敷設されていないため、申請地に井戸の掘削がされています。排水については、道に側溝があり、可能と思われます。隣地耕作者の同意、水利組合の同意も得られております。以上です。

議長

では質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(13番 山田委員 挙手)

議長

13番山田委員。

13番

議席番号13番山田です。転用目的が農家用住宅ですが、申請人は土地をお持ちですか。又、パイプハウスをお使いのようですがそれはどのようにするかお分かりになりますか。農家用住宅用地であれば1,000㎡まで転用が可能であり、自分は以前農家用住宅用地転用時に農林振興センターからアドバイスをいただき、作業場や農業用機械置場などで1,000㎡近く転用をしてよかったと思っています。

事務局

現在借家住まいであり、農地についても利用権で借りていますので所有地はございません。申請地は1筆であり、建設予定の建物も建築面積が20坪弱であり、農機具置き場や現在利用しているパイプハウ

スを移設して作業小屋として利用する予定です。

議長

他に意見、質問等ある方は挙手願います。

(小川地区推進委員 内野委員 挙手)

議長

小川地区内野委員。

小川 (内野

小川地区推進委員の内野です。農業者なので農地の大切さは理解していると思いますが、今回の申請地は農業振興地域内の農振農用地であります。どうして農振農用地以外ではないのか。

町農政担当

町農政担当です。理由書にあるとおり、農振農用地以外の農地も検討した結果この土地以外に適したところがないためです。

議長

他に意見、質問等ある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、本件については問題ないことでよろしいでしょうか。

(なし)

議長

特にございませんので、議案第3号 申請番号2番について、やむを得ないと町へ回答いたします。

続きまして、日程第5報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号につきましては、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程第6報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から4番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号につきましても、報告案件ですのでご了解くだ

さい。

続きまして、日程第7報告第3号 農地の埋立（盛土）工事の施工について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第3号 農地の埋立（盛土）工事の施工について報告いたします。

（申請番号1番の内容を報告する。）

これにつきましても、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第9回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後4時10分です。